

生活保護（生業扶助）世帯、または非課税世帯の方へ 奨学のための給付金制度（返還は不要）のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※ 新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和6年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 生活保護（生業扶助）世帯、又は非課税世帯で、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。
〔茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。〕
〔詳しくは、事務室にお問い合わせください。〕
- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 給付額（1人あたり）

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒	52,600円～152,000円
私立の通信制高等学校等の在籍生徒	52,100円～52,600円
私立の高等学校の専攻科の在籍生徒	52,100円

※ 詳細は、給付額等確認シート【通常版】（県内学校用）を御覧ください。

※ 新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

4. 支給時期（予定）

申請後1～2か月以降

5. 申請方法

申請は、各学校事務室にて受け付けておりますので、事務室までご連絡ください。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、7月31日（水）までに学校に提出してください。